

工事等の入札・契約に関する意見書

平成21年3月

札幌市入札・契約等審議委員会

平成 20 年度札幌市入札・契約等審議委員会意見書

1 適切な競争の促進について

札幌市は、平成 20 年 10 月 1 日以後に告示した工事等で、予定価格が 250 万円を超える工事及び予定価格が 100 万円を超える工事に係る設計等の委託業務について、原則として全件一般競争入札とした。一般競争入札は、業者に対し入札に参加する機会を広く提供することで、入札の競争性を高めることができる。

一方、一般競争入札は、条件を満たす業者は全て入札することができるため、不良不適格業者が入札に参加する懸念もある。不良不適格業者対策として、札幌市は入札ボンド制度を平成 20 年 7 月に試行導入している。入札ボンドの提出は書面により行われているが、平成 20 年 10 月から入札が全件電子化されたことに鑑みると、入札ボンド制度も電子入札に対応した形での運用を検討する必要があると考えられる。

また、一般競争入札においても、入札参加条件の付し方によっては参加機会が不必要に制限され、競争性が十分に発揮されない恐れがあることにも留意しなければならない。

加えて、入札制度については、継続して改善策を検討していく必要があるが、そのためには、入札結果の分析等の作業が必要になる。特に、平成 21 年度は、全ての入札について原則的に一般競争入札が適用される初めての年であり、これまでとは違う傾向となる可能性があることから、入札結果の分析はこれまで以上に重要である。

これらに対応することが、今後の適切な競争の促進につながると考えられるため、次のとおり提言する。

平成 20 年 10 月から全件電子化した工事等の入札に合わせて、入札ボンド制度についても電子化の研究を進めること。

適切な入札参加条件のあり方についてさらに検討し、より適正な競争が行われる環境を整備すること。

適切な競争を促進するため、引き続き入札制度の執行状況について分析すること。

2 工事の品質確保の促進について

一般競争入札を拡大したこと等により、入札の競争性は高まってきている。一方で、競争の激化に伴う低価格での工事等の受注による品質低下が、これまで以上に懸念されるところである。

札幌市入札等監理委員会は、平成 20 年 3 月に出した平成 19 年度意見書で、公共工事における品質確保の促進のために、総合評価方式及び成績重視型入札を積極的に拡充することを提言した。

それを受け、札幌市は平成 20 年度に総合評価方式の入札件数を大幅に増やした。総合評価方式は、価格だけでなく価格以外の要素を含めて落札者を決定し、価格と品質の両方で優れた調達を行うことを目的としている。しかし、現行の方式は価格が占める影響が大きく、平成 20 年度の総合評価方式の入札は、本来の趣旨をはずれ、ともすれば価格競争に偏り、低入札調査基準価格を下回る応札が増えており、今後も過度な価格競争が行われる危惧が生じている。

一方、成績重視型入札は、業者の過去の実績を評価に取り入れるため、公共工事の品質確保の面からも有効と考えられる。しかし、その実施件数は総合評価方式と比べると少なく、今後さらに積極的に拡大することが必要である。

入札の競争性を高めることは重要であるが、公共工事等の品質を確保することも重要なことである。今後は品質確保に向けたさらなる取り組みが求められるため、次のとおり提言する。

総合評価方式の評価方法等、今後のあり方についてさらに検討すること。

平成 21 年度は、成績重視型入札を拡充すること。

3 予定価格の公表時期について

札幌市では、工事の予定価格について、これを探ろうとする不正な動きを防止する目的で、平成 12 年 4 月から事前公表を試行し、平成 15 年度から本格実施した。

一方、国は落札率の高止まりや、適切な積算を行わない業者の受注等の弊害を懸念し、予定価格の事前公表の取りやめを要請している。また、北海道は、平成 19 年 10 月から工事の予定価格の事後公表を試行していたが、平成 20 年 12 月から全件事後公表に踏み切った。

札幌市の入札における落札率については、全体的には高止まりの傾向は見られないが、一部の工事において高くなっていることが確認されるため、弊害が全くないとは言い切れない状況である。

また、受注のみを目的として無積算で応札し、必要な費用を見込まない結果、地域の経済を支える中小建設企業等の下請業者がしわ寄せを受ける事態は避けなければならない。

設計等の業務については、事前公表と事後公表を併用してきたところであるが、平成 20 年度から全て事後公表としており、このことでのような影響が出ているか、分析が必要である。

これらの理由により、今後の予定価格の公表時期については検討が必要であると考えられるため、次のとおり提言する。

一部の工事の予定価格について事後公表を試行導入することを検討し、結果について検証すること。

予定価格を事後公表としている設計等の業務について、入札結果の分析、把握を行うこと。

4 くじ引き及び失格者への対応について

平成 20 年度の入札結果を見ると、くじ引きや失格者が発生する入札は増加傾向であることが確認できる。

入札におけるくじ引きが多発する理由としては、一般競争入札の拡大による入札参加者の増加等により競争が激化し、工事等を受注する可能性を高めるため、最低制限価格付近で応札する者が増えたためと考えられる。

具体的には、平成 20 年度は、下水道工種において顕著にその傾向が見られた。

入札におけるくじ引きは法令に基づいた手続きであり、そのこと自体に問題はない。しかし、平成 20 年度の下水道工種では、くじ引き発生率が 43% を超えており、全工種の平均が約 24% であることと比較すると、かなり高い状態である。しかも、その 9 割以上は最低制限価格で発生している。

したがって、下水道工種にくじ引き対策を導入することを検討すべきである。

また、最低制限価格のあり方についても検討の余地がある。最低制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するために設けられる価格である。現在の制度では、設計価格から特定の項目を積み上げて算定しているが、例えば、応札価格を反映させることで、これまで以上に実態に近い正確な価格を算定できるようになる可能性があり、結果的に、くじ引き及び失格者の発生数にも影響することが考えられる。

加えて、制度改善のためには、くじ引き及び失格者の発生状況等の分析も重要である。

よって、次のとおり提言する。

くじ引き発生率が非常に高くなっている下水道工種をくじ引き対策の対象とすることについて検討すること。

入札価格並びにくじ引き及び失格者の発生状況の分析を行い、最低制限価格制度のあり方について検討すること。

今後の制度改善のため、入札におけるくじ引き及び失格者の状況を分析、把握すること。

5 不正防止について

札幌市は、平成 20 年 10 月 29 日に公正取引委員会から、札幌市が発注する下水道処理施設の電気設備工事において、平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 14 日までに行われた入札のうち 33 件について、職員による入札談合等関与行為があったと認められたため、改善措置要求を受けた。

札幌市は、平成 12 年に建築工事において当時の部長職が収賄事件を起こし、市民の強い批判を受けたところであり、その折に全市的に点検を行い、建築部以外では割付は確認できなかったとしていた。それにもかかわらず、官製談合の認定を受けたことは遺憾であり、市民の信頼を著しく損ねたと言わざるを得ない。

今後、二度とこのようなことが起こらないように、また、入札に対する市民の信頼を回復するためにも、不正防止のための取り組みが必要であり、その過程については市民に積極的に周知するべきであると考えられる。このことは、下水道の案件に限らず、札幌市の入札・契約手続の全てに言えることである。

よって、次のとおり提言する。

札幌市全体として、入札・契約手続における不正防止のため、実効性のある仕組みについて検討すること。

入札結果の継続的分析等、不正防止に向けた調査に努めること。